

国民健康保険税を改正

平成27年度

国民健康保険は、被保険者の皆さんにご負担いただく国民健康保険税と国の補助金等によって運営されています。国民健康保険の健全な運営を図るため、税率等を次のとおり見直ししました。

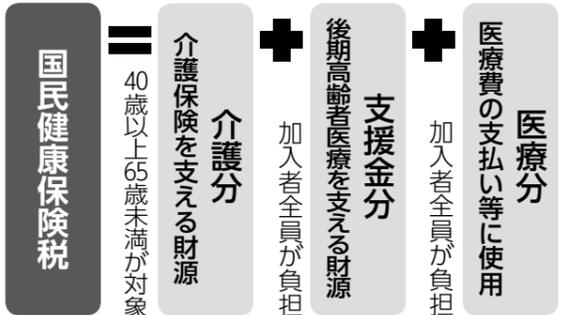
- ◎所得に配慮した保険税の軽減
地方税法の改正に伴い、所得に応じた保険税となるよう賦課限度額の引き上げと、保険税の軽減措置の拡充を行いました。
- ◎医療分における税率等を引き下げ
被保険者の所得に対してかかる所得割の税率、均等割の税額を引き下げました。
- ◎介護分における税率等を引き上げ
40歳以上65歳未満の被保険者に対してかかる所得割の税率、均等割及び平等割の税額を引き上げました。

医療分	改正前	改正後
所得割※	7.0%	6.8%
均等割	25,000円/人	23,600円/人
平等割	20,000円/世帯	変更なし
限度額	51万円	52万円

支援金分	改正前	改正後
所得割※	2.4%	変更なし
均等割	7,500円/人	変更なし
平等割	6,300円/世帯	変更なし
限度額	16万円	17万円

介護分	改正前	改正後
所得割※	1.9%	2.1%
均等割	8,900円/人	9,600円/人
平等割	5,900円/世帯	6,600円/世帯
限度額	14万円	16万円

※所得割額は、{被保険者の前年中の総所得金額等－基礎控除(330,000円)}×税率により求めます。



低所得世帯に対する軽減について

次の条件に該当する世帯は、均等割額・平等割額について、それぞれの割合で軽減されます。(所得申告をしていないと軽減措置を受けることはできません。)
※世帯主が他の健康保険等に加入している場合であっても、世帯主の所得は軽減判定用の所得に含まれます。
※65歳以上の公的年金受給者は、公的年金に係る雑所得から15万円を控除します。

軽減区分	軽減対象となる世帯の合計所得の基準額(前年の総所得金額等)
7割軽減	33万円以下
5割軽減	改正前 33万円+ (24万5千円×被保険者数) 以下
	改正後 33万円+ (26万円×被保険者数) 以下
2割軽減	改正前 33万円+ (45万円×被保険者数) 以下
	改正後 33万円+ (47万円×被保険者数) 以下

モデル世帯における年税額

モデル① 夫婦・子ども2人の4人世帯 (世帯主45歳、配偶者43歳、子15歳、子10歳)
・世帯主の所得(前年中) 営業所得 300万円 (所得割算定基礎額 300万円-33万円=267万円)
・配偶者と子の所得はなし

	医療分	支援金分	介護分
所得割	(267万円×7.0%)	(267万円×2.4%)	(267万円×1.9%)
均等割	(25,000円×4名)	(7,500円×4名)	(8,900円×2名)
平等割	20,000円	6,300円	5,900円
	306,900円	100,300円	74,400円
年額	481,600円 ※100円未満切捨		

	医療分	支援金分	介護分
所得割	(267万円×6.8%)	(267万円×2.4%)	(267万円×2.1%)
均等割	(23,600円×4名)	(7,500円×4名)	(9,600円×2名)
平等割	20,000円	6,300円	6,600円
	295,900円	100,300円	81,800円
年額	478,000円 ※100円未満切捨		

モデル② 夫婦2人の世帯 (世帯主70歳、配偶者67歳)
・世帯主の所得(前年中) 年金収入 200万円 (年金所得 80万円)
・配偶者の所得(前年中) 年金収入 153万円 (年金所得 33万円)
(世帯主:所得割算定基礎額 80万円-33万円=47万円、配偶者:0円)

	医療分	支援金分	介護分
所得割	(47万円×7.0%)	(47万円×2.4%)	-
均等割	(25,000円×2名)	(7,500円×2名)	-
平等割	20,000円×2割軽減	6,300円×2割軽減	-
	88,900円	28,300円	0円
年額	117,200円 ※100円未満切捨		

	医療分	支援金分	介護分
所得割	(47万円×6.8%)	(47万円×2.4%)	-
均等割	(23,600円×2名)	(7,500円×2名)	-
平等割	20,000円×5割軽減	6,300円×5割軽減	-
	65,500円	21,900円	0円
年額	87,400円 ※100円未満切捨		

問い合わせ
税務課 市民税係 ☎65-0679 / ☎63-4574

7月
22日(水)
29日(水)

福祉医療費受給券・助成券の申請をお忘れなく

医療費の自己負担分を助成します

市では子育て支援の一環として、また、障がい者やひとり親家庭などの経済的負担の軽減を目的として医療費助成を行っています。現在、有効期限が平成27年7月31日となっている福祉医療費受給券・助成券をお持ちの方は、更新手続きが必要です。

更新手続き期間

7月22日(水)～29日(水) 8時30分～17時15分(土・日を除く)
※新規申請の方は随時受け付けます。

手続き場所

水口庁舎保険年金課または旧支所の地域市民センター

臨時・延長窓口を利用ください。

●7月25日(土) 8時30分～15時
●7月28日(火) 17時15分～19時
水口庁舎保険年金課で手続きができます。

更新手続き該当の方には、7月中旬に通知します。お持ちいただくものなどは通知書をご確認ください。なお、通知のない方で該当すると思われる場合は、お問い合わせください。

種別	対象となる方
乳幼児	0歳～未就学児 《今期間中に、更新手続きは必要ありません。》
小中学生 【通院医療費助成】	市町村住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯に属する小中学生
重度心身障害者 (児/老人)	・身体障害者手帳1～3級をお持ちの方 ・療育手帳の等級がA1、A2に該当する方 ・身体障害者手帳3級で、かつ、療育手帳の等級がB1に該当の方 ・特別児童扶養手当1級支給対象児童
母子家庭・父子家庭	18歳未満の児童を扶養している配偶者のいない方とその児童
ひとり暮らし寡婦 (高齢寡婦)	かつて母子家庭の母として児童を扶養していた方で、ひとり暮らしの状態が1年以上続いており、今後もその状態が継続すると見込まれる方(昭和19年4月2日以降生まれの方に限ります。)
65歳以上老人	本人、配偶者および扶養義務者のそれぞれが、市町村住民税非課税の方(昭和19年4月2日以降生まれの方に限ります。)
精神障害者 通院医療費助成	精神障害者保健福祉手帳の1～2級をお持ちの方で自立支援医療(精神通院医療)を受けておられる方

※「乳幼児」を除き、それぞれ所得制限があります。
※上記の他、小中学生の入院にかかる医療費の助成制度があります(所得制限なし)。医療機関で一旦お支払い後、請求してください。詳しくは、市ホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。



問い合わせ
保険年金課 後期高齢者医療係 ☎65-0689 / ☎63-4618

申請を忘れずに! 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

国民健康保険加入者の方は、事前に申請し認定されることにより、入院および外来受診をされたときの高額療養費および食事代について、窓口の支払いが自己負担限度額までとなる制度(限度額適用)が利用できます。また、現在認定証をお持ちの方も有効期限が7月31日ですので、改めて申請してください。

- 申請受付
8月3日(月) から
- 申請場所
保険年金課または旧支所の地域市民センター

- 申請に必要なもの
 - ・保険証
 - ・印鑑
 - ・課税証明書(平成27年1月1日に甲賀市に住所のない方)
- ※申請されても保険税の未納がある場合は、交付を受けられない場合があります。
- ※70歳から74歳の国民健康保険前期高齢者の方は、高齢受給者証で所得区分の確認ができるため、住民税非課税世帯の方のみ申請が必要です。

問い合わせ
保険年金課 国保年金係 ☎65-0688 / ☎63-4618